

# 公益財団法人横浜市建築保全公社 優良工事施工者・現場代理人表彰要綱

|    |       |     |     |         |
|----|-------|-----|-----|---------|
| 制定 | 平成23年 | 4月  | 1日  | 要綱第 3号  |
| 改正 | 平成23年 | 7月  | 1日  | 要綱第 4号  |
|    | 平成24年 | 4月  | 1日  | 要綱第 4号  |
|    | 平成25年 | 7月  | 1日  | 要綱第 1号  |
|    | 平成25年 | 9月  | 4日  | 要綱第 2号  |
|    | 平成26年 | 10月 | 21日 | 要綱第 16号 |
|    | 平成27年 | 4月  | 1日  | 要綱第 2号  |
|    | 平成28年 | 4月  | 1日  | 要綱第 1号  |
|    | 平成29年 | 4月  | 1日  | 要綱第 1号  |
|    | 令和2年  | 8月  | 1日  | 要綱第 3号  |
|    | 令和3年  | 4月  | 1日  | 要綱第 4号  |

(目的)

**第1条** この要綱は、公益財団法人横浜市建築保全公社（以下「公社」という。）が発注した工事において工事成績が優秀な者を表彰することにより、その技術及び意欲の向上を図り、公社における工事の品質の向上及び適正な施工に資することを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の区分)

**第2条** 表彰は次の区分により行うものとする。

- (1) 優良工事施工者表彰 公社が発注した工事を優秀な成績で施工した請負人を表彰する。
- (2) 優良現場代理人表彰 公社が発注した工事を優秀な成績で施工した現場代理人を表彰する。

(表彰の審査対象となる工事)

**第3条** 公社が入札により発注した工事（入札不調の結果、随意契約となったものを含む。）のうち、表彰を行う前年度（以下「表彰対象年度」という。）に完成した工事を表彰の審査対象とする。

(表彰の基準)

**第4条** 優良工事施工者表彰は、前条に該当する表彰審査の対象となる工事を施工した請負人のうち、他の模範となる次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 工事成績評定点（複数の工事を完成させた場合は最も高いもの。以下同じ）が80点以上の工事の請負人のうち、工事部門ごとに工事成績評定点が高い順から前条に該当する表彰審査の対象となる工事を施工した請負人の数の概ね10%の割合の範囲にある者
- (2) その他表彰にふさわしいと認められる請負人

2 優良現場代理人表彰は、前条に該当する表彰審査の対象となる工事を施工した現場代理人のうち、他の模範となる次の各号全てに該当し、工事部門ごとに工事成績評定が高い順から前条に該当する表彰審査の対象となる工事を施工した現場代理人の数の概ね5%の割合の範囲にある者に対して行う。

- (1) 工事成績評定点が75点以上であった工事の現場代理人
- (2) 現場の運営・管理、技術的判断が適切かつ良好に行われたとして、工事成績採点基準表の評定項目「現場代理人」における、担当監督員の評定が「a」又は「b」であった工事の現場代理人
- (3) 監督員・施設管理者・関係機関への対応、連絡調整が積極的に行われたとして、工事成績採

点基準表の評定項目「連絡・協調性」における、担当監督員の評定が「a」又は「b」であった工事の現場代理人

- (4) 施設管理者から工事満足度調査において、「Q3. 工事中の施工者（監督、作業員）の対応にはご満足いただけましたか」に対する回答が、「大変満足」又は「満足」であった工事の現場代理人。ただし、工事満足度調査への回答がなかった場合は、口頭で施設管理者に確認を行い、支障ない旨の回答があった工事の現場代理人とする。

（欠格事項）

**第5条** 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、表彰を行わない。

- (1) 表彰審査対象年度のいずれかの工事において、工事成績評定点が70点未満の工事の請負人及び当該工事の現場代理人
- (2) 前年の4月1日から表彰日前日までに、横浜市建築保全公社契約不適格者認定要綱に基づく契約不適格者認定を受けた者。ただし、審査委員会で認められた者は除く。
- (3) 前年の4月1日から表彰日前日までに、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けた者。ただし、審査委員会で認められた者は除く。
- (4) その他表彰することが不適当と認められる者

（審査委員会）

**第6条** 表彰について、その可否を審査し、被表彰者を決定するため審査委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は理事長とし、委員は、専務理事、常務理事、営繕部長、技術部長及び総務部長をもって充てる。

（幹事会）

**第7条** 前条の規定に基づく委員会を補佐するため、幹事会を置く。

2 幹事長は技術管理課長とし、幹事は各課の全課長とする。

3 技術管理課は被表彰候補者名簿を作成し、幹事会に提出するものとする。

4 幹事会は前項の被表彰候補者について、その適否を審議し、その結果を委員会へ報告するものとする。

（表彰の方法）

**第8条** 表彰は理事長が行い、表彰状を授与する。

2 表彰には副賞を添えることができる。

3 表彰は、毎年度1回行う。

（優遇措置）

**第9条** 被表彰者には、入札に関する次の優遇措置を付与することができる。

(1) 入札参加資格のうち、所在区指定の適用の免除

(2) その他、理事長が別に定める措置

（感謝状の授与）

**第10条** 表彰とは別に、公社の事業に対して著しい貢献をしたと認められる者若しくは団体に対して、感謝の意を表するため感謝状を授与することができる。

（事務局）

**第11条** 委員会の事務を処理するために、事務局を設ける。

2 事務局は、技術管理課に置く。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。